

令和7年度 建設産業人材確保・育成事業(体験型イベント)業務仕様書(案)

1 件名

令和7年度建設産業人材確保・育成事業(体験型イベント)業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 実施に当たっての基本方針および業務目的

暮らしの基盤を支え、地域の安全・安心を守る建設産業は、現在、担い手の減少や高齢化といった課題に直面している。建設産業が今後も持続的に発展していくためには、安定的な人材の確保と育成が不可欠である。そのためには、次世代を担う若者が建設産業の魅力や社会的役割、仕事のやりがいを理解し、県内の建設産業を将来の就職先として選択するよう促す取り組みが求められる。

本業務では、小中学生とその保護者を主な対象とし、建設産業の魅力や役割を伝える体験型イベントを開催し、子どもたちが楽しみながら学べる機会を提供することで、建設産業への関心を高め、将来の担い手の育成につなげることを目的とする。

4 委託する業務の内容等

○対象

小中学生およびその保護者

○参加費

無料

○業務内容

(1) 体験型イベントの企画(開催形式や方法に応じ、運営まで実施)

- ・業務の目的を踏まえ、小中学生およびその保護者が積極的に参加したくなるような、魅力的で創意工夫に富んだ体験型イベントを企画すること。イベントでは、建設産業に関する知識を楽しく学べるよう工夫し、実際の仕事の模擬的体験などを通じて、参加者が興味を持ち、理解を深められる内容・形式とすること。
- ・開催形式や方法に応じ運営(人員配置等)までを行うものとし、詳細については提案および協議を基に決定する。なお、イベント運営にかかる経費は本契約金額に含まれるものとする。

(2) 参加者数の報告およびアンケートの作成及び収集、データ集計・分析

- ・参加者数の把握およびイベント参加者へのアンケートを実施し、イベント実施結果の集計・分析のほか次年度以降開催に際しての検証を行う。
- ・アンケートについては回収率を上げる工夫を凝らすこととする。

- ・設問内容については、今後のイベント開催に活用できるような設問や、本イベントを通じて建設産業への理解度の向上を図ることができる設問となるよう、協議の上で決定するものとする。

(3) 使用アイテム、印刷物の制作

- ・イベントで使用する必要なアイテムや印刷物については、提案および協議を基に決定する。なお、その他必要な備品等がある場合を含め、これらに要する経費はすべて本契約金額に含まれるものとする。

(4) イベント広報

- ・参加者の増加を促進するため、イベント実施前から WEB サイトやチラシ等を活用し、効果的な広報を行うものとする。なお、広報の手法や実施時期等については、提案および協議により決定するものとする。
- ・広報実施にあたり、WEB サイトやアプリを利用する際のサーバー利用費や期間中の保守にかかる経費のほか、チラシ・ポスターの制作、発送等に伴い発生する経費は本契約に含まれるものとする。
- ・その他 SNS での情報発信を含め、メインターゲットを意識した広報を心がけること。また、ウェブサイトや雑誌などの有料広告記事掲載を導入することも可とするが、掲載にかかる経費は本契約に含まれるものとする。

(5) ノベルティグッズ、賞品の企画、制作

- ・イベント実施に伴う賞品やノベルティグッズについて企画、制作を行う。
- ・賞品やノベルティグッズの用意に際し発生する経費（購入費、梱包費、制作費、抽選費、発送費等）については本契約金額に含むものとし、詳細については提案および協議のうえ決定するものとする。
- ・賞品やノベルティグッズの企画・選定にあたっては、建設産業や県政の PR に寄与するよう、内容やデザイン等に工夫を凝らすものとする。

(6) 打合せ協議

- ・契約後は早期での打合せを行い、イベント詳細を決定するものとする。

(7) 報告関係書類の作成

- ・本業務の成果物として、各種制作物一式および業務完了報告書（打合せ協議資料、企画立案に係る資料、実施状況の分かるもの、アンケート結果等を含む）を提出するものとする。

(8) その他、上記（１）～（７）に付随する業務

○実施期間

令和８年２月１４日（土）～令和８年３月８日（日）の間で実施

イベントの内容や実施方法に応じて、期間開催・複数日開催・単日開催のいずれも可能とし、詳細については、提案および協議を通じて決定する。なお、開催にあたっては、より多くの参加者を集客できるよう、工夫を凝らすこととする。

○開催場所

長野県内とする

複合商業施設など、業務目的を達成するとともに、より多くの参加者を集客できる場所を選定することとし、詳細については提案や協議を基に決定する（複数箇所での開催も可）。なお、開催場所の使用に伴い発生する経費については、本契約に含まれるものとする。

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則第 143 条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

6 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。

(2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 報告

- (1) 受託者は、業務実施計画書（任意様式）を作成し、契約の日から 5 日以内に委託者に提出する。
- (2) 受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に、委託業務完了報告書を委託者に提出する。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出する。

- ・各種制作物一式
- ・業務完了報告書
- ・その他、県が必要と認める書類

- (4) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室（長野県庁 6 階）

11 業務に要する経費の限度額

3,630,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

12 業務実施上の留意事項

- (1) 提出する企画提案書の内容は、3 の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施方針とする。
- (2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

13 その他

- (1) 本事業は、委託者が委託する事業のため、事業の成果等は委託者に帰属する。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 次の一般的な事項にも注意すること。

ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。

イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合

は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(4) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。

(5) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。